

医療安全に対する考え

基本理念

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ、必要な医療を提供していくものとし、全職員の積極的な取組みを要請する。

組織および体制

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき本院に以下の役職および組織等を設置する。*組織図は図1参照

1) 医療安全管理委員会

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全管理委員会を設置する。

2) 医療安全管理者

医療安全管理に関わる適切な研修を修了し、必要な知識および技能を有する職員であって、病院長の指名により、本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者。

3) 医療安全対策室

本院における病院内の医療安全を組織横断的に推進するために、医療安全対策室を設置する。

4) 医療安全推進担当者

外来、各病棟、透析センター、リハビリテーション室に、医療安全管理に関する取組を推進する医療安全推進担当者を配置する。

安全管理のための指針・マニュアルの整備

安全管理マニュアル等

安全管理のため、本院において以下の指針・マニュアル等（以下「マニュアル等」という）を整備する。

- (1) 院内感染対策指針
- (2) 医薬品安全使用マニュアル
- (3) 医療安全管理指針・医療安全管理マニュアル
- (4) 医療機器の保守点検計画の策定
- (5) 輸血マニュアル
- (6) 褥瘡対策マニュアル
- (7) その他

安全管理マニュアル等の作成と見直し

- (1) 上記のマニュアル等は、関係部署共通のものとして整備する。
- (2) マニュアル等は、関係職員に周知し、また、必要に応じて見直す。
- (3) マニュアル等は、作成、改訂のつど、医療安全管理委員会に報告する。

安全管理マニュアル等作成の基本的な考え方

- (1) 安全管理マニュアル等の作成は、多くの職員がその作成・検討に関わることを通じて、職場全体に日常診療における危険予知、患者の安全に対する認識、事故を未然に防ぐ意識などを高め、広めるという効果が期待される。すべての職員はこの趣旨をよく理解し、安全管理マニュアルの作成に積極的に参加しなくてはならない。
- (2) 安全管理マニュアル等の作成、その他、医療の安全、患者の安全確保に関する議論においては、すべての職員はその職種、資格、職位の上下に関わらず対等な立場で議論し、相互の意見を尊重しなくてはならない。

医療安全管理のための研修の実施

- (1) 医療安全管理委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。
- (2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

事故発生時の対応

救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

また、本院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。

患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、地域連携室に窓口を置く。医療安全管理者は、誠実に対応し、必要に応じ主治医、部署責任者等へ内容を報告する。

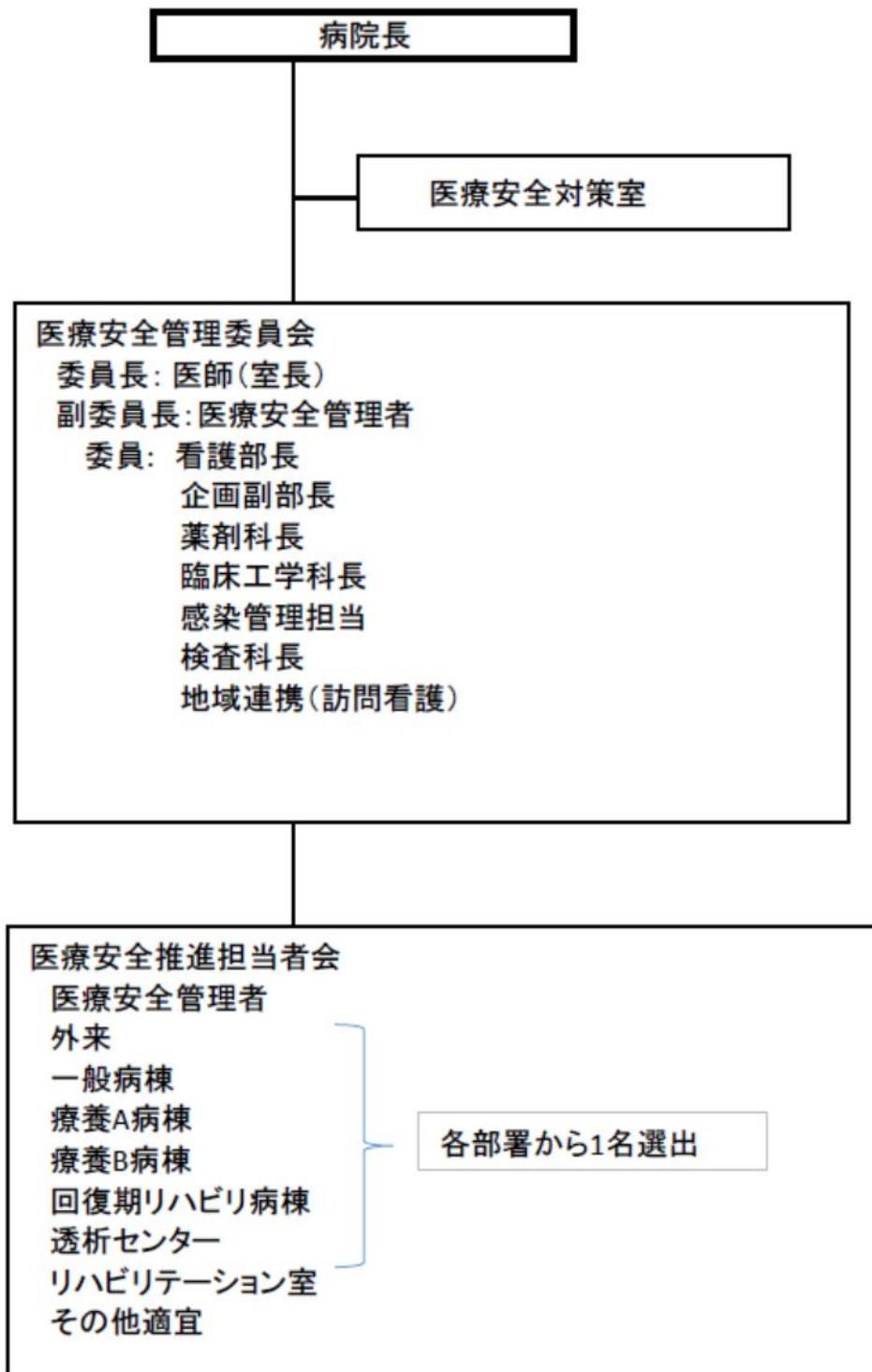
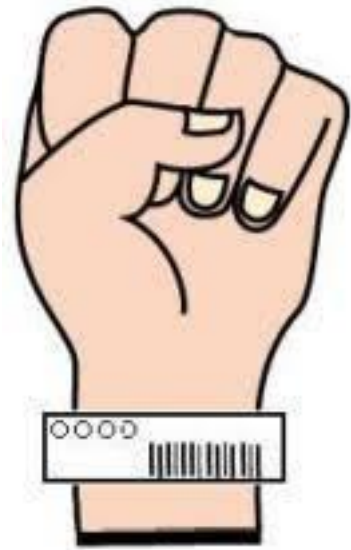


図1

<医療安全対策の例>

リストバンドの運用（男女とも白色）

入院患者はプリンター印字



リストバンドの運用について

1. リストバンドの使用目的

患者の識別に用いることにより、医療過誤防止の一助とする。

2. 対象者

全入院患者

3. 使用方法

記入事項：ID番号、氏名(漢字で記入)、性別、バーコード、生年月日

使用手順：

- ① 入院時取扱い担当看護師は、入院カルテと一緒に届けられたリストバンドをカルテ・ID番号と照合する。
- ② 入院時取扱い担当看護師は、患者・家族にリストバンド使用を説明し、協力をお願いする。
- ③ 入院時取扱い担当看護師は、患者・家族と一緒に照合する。
- ④ リストバンドを手首に指一本入る程度で装着する。疾患や治療上支障がある場合はこ

の限りではない。

- ⑤ リストバンドの記載事項が不明瞭になったときは、その時点で作成し再装着する。装着する場合、リストバンドの記載に相違がないか、患者と確認する。(患者とできない場合は、医療者 2 名で確認する)
- ⑥ リストバンドは退院時に取り外す

活用にあたって

- 施設全体のリスク管理の一方法として全職種が患者識別に活用する。
- リストバンドの使用時は、患者や家族に声をかけて実施する。